

常滑市横断歩道橋長寿命化修繕計画

平成 30 年 3 月

常滑市 建設部 土木課

変更等の改訂履歴

版数	改訂年月日	項目	改訂内容	理由等
初版	H30.3	■策定	—	新規策定 初回点検
	R2.12	■改訂 □その他	□計画の概要 ■年次計画	年次計画の修正
	R4.11	■改訂 □その他	■計画の概要 □年次計画	新技術の活用を 追加
	R6.3	■改訂 □その他	□計画の概要 ■年次計画	年次計画の修正
		□改訂 □その他	□計画の概要 □年次計画	
		□改訂 □その他	□計画の概要 □年次計画	
		□改訂 □その他	□計画の概要 □年次計画	

目 次

1 長寿命化修繕計画の目的	1
(1) 背景	1
(2) 目的	1
(3) 方針	1
2 長寿命化修繕計画の対象横断歩道橋(対象横断歩道橋の概況)	1
(1) 計画対象の横断歩道橋数	1
(2) 横断歩道橋の構成	1
(3) 横断歩道橋の年齢	2
(4) 横断歩道橋の健全状況(点検結果の内訳)	3
3 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針	4
(1) 健全度の把握に関する基本の方針	4
(2) 日常的な維持管理に関する基本の方針	5
4 長寿命化及び修繕・架替えに係る費用の縮減に関する基本的な方針	7
5 次回点検時期及び修繕内容・時期又は架替え時期	9
6 新技術の活用	11
7 長寿命化修繕計画	10
8 計画策定担当部署	10

1 長寿命化修繕計画の目的

(1) 背景

昨今、高度成長期に整備された橋梁など建設後、相当の期間を経過した社会資本は増大し、老朽化に伴う障害事例が散見されている。これにより機能喪失や補修費の増大が懸念される為、未然に防止する取り組みが不可欠となっている。

このような状況から国土交通省では、平成 19 年度「長寿命化修繕計画策定事業費補助制度」の創設、平成 26 年度「道路法施行規則の一部を改正する省令」(5 年に 1 回の点検義務化) の公布を始めとした、メンテナンスサイクルの確立とこれを回すための仕組み作りを推進している。

愛知県においても、平成 27 年 3 月に「道路構造物長寿命化計画」を策定し、予防的修繕に取り組んでいる。

(2) 目的

今後急速に増大する高齢化した横断歩道橋を限られた予算の中で機能を維持していくため、従来型の事後的な修繕・架替えから予防的な修繕・計画的な架替えへと円滑な政策転換を図る必要がある。

このため、修繕・架替えにかかるコストの縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を継続して確保することを目的とした。

(3) 方針

長寿命化修繕計画は、橋梁点検結果を基礎データに用いて立案する。

本計画の対象となる橋梁は以下の条件で選定した。

- ・常滑市が管理する横断歩道橋

計画期間は 8 年間（平成 30 年度～令和 7 年度）とした。

2 長寿命化修繕計画の対象横断歩道橋（対象横断歩道橋の概況）

(1) 計画対象の横断歩道橋数

常滑市が管理する横断歩道橋は 4 橋。

(2) 横断歩道橋の構成

計画策定対象橋梁 4 橋の橋種別横断歩道橋割合は以下のとおりであり、鋼橋が 100% となっている。

表-2.1 橋種別の橋梁数・総橋長

橋種	橋梁数	橋梁長
鋼橋	4	222.9m

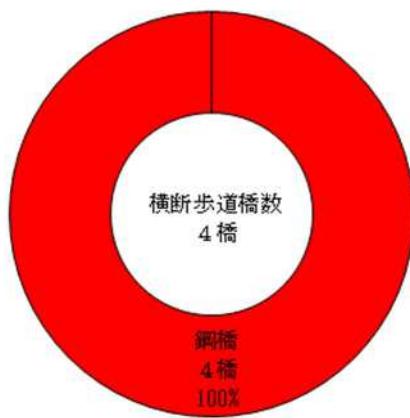


図-2.1 橋種別の横断歩道橋割合

(3) 横断歩道橋の年齢

長寿命化修繕計画策定対象横断歩道橋の供用開始年次別横断歩道橋数（架設年が明確な横断歩道橋のみ）は下図のとおりである。現時点で、架設後50年以上経過した横断歩道橋は1橋（25.0%）であるが、40年後には4橋（100%）と増加する。

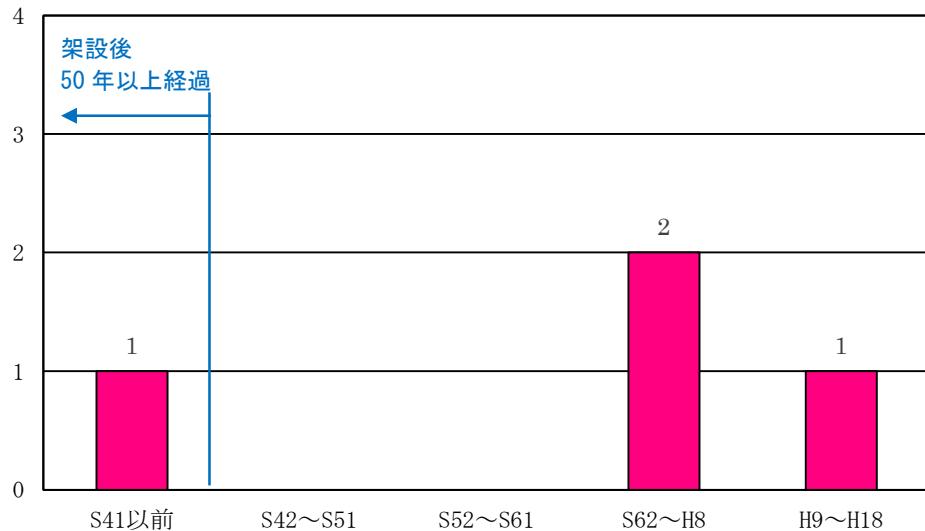


図-2.2 架設年度別の横断歩道橋数
(架設年が明確な横断歩道橋のみ)

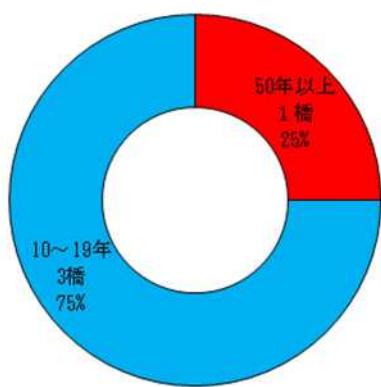


図-2.3 現在の年齢別横断歩道橋割合
(架設年が明確な横断歩道橋のみ)

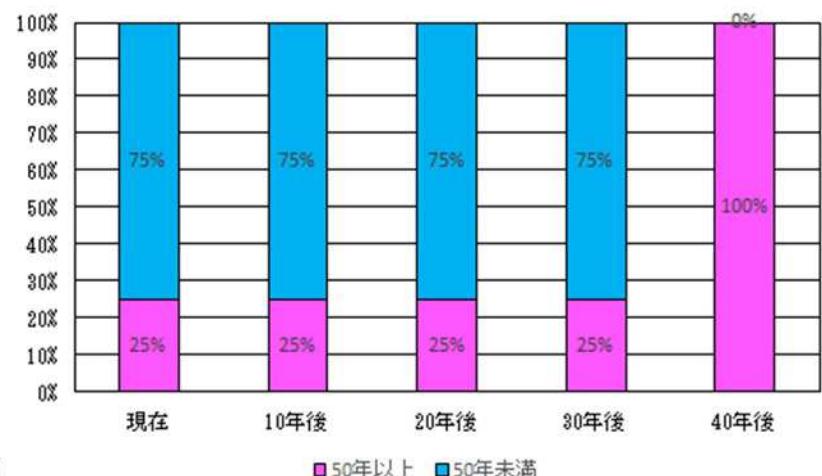


図-2.4 架設後50年以上の横断歩道橋割合推移
(架設年が明確な横断歩道橋のみ)

(4) 横断歩道橋の健全状況（点検結果の内訳）

令和3年4月時点の全4橋の判定結果の内訳は下図のとおりである。補修の必要がないI区分が0橋、予防保全段階のII区分が4橋、早期措置が必要なIII区分が0橋であった。また、緊急措置の必要があるIV区分のものは0橋である。

表-2.2 点検結果内訳

判定区分		横断歩道橋数
I	健全	0橋
II	予防措置段階	4橋
III	早期措置段階	0橋
IV	緊急措置段階	0橋
計		4橋

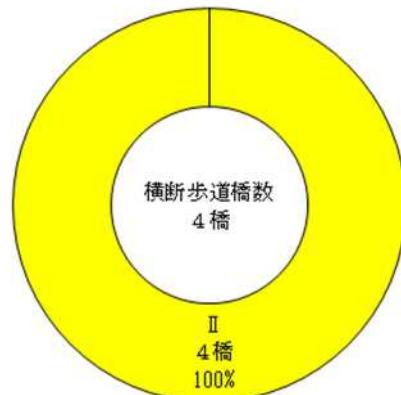


図-2.5 点検結果の内訳

3 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針

(1) 健全度の把握に関する基本の方針

健全度の把握については、横断歩道橋の架設年度・構造や立地条件等を十分に考慮して点検計画を立て、5年に1回の定期点検を実施する。定期点検においては、愛知県の「橋梁点検要領（案）」に基づいて実施し、横断歩道橋の損傷を早期に把握するよう心掛ける。

橋梁点検要領（案）では、部材単位で細かく点検し、損傷の程度等に基づき対策の必要性を表-3.1に示すように判定している。また部材単位及び橋単位で健全性の診断を表-3.2に示すようを行う。

損傷が発見された横断歩道橋については市職員が現地を確認し、道路の安全管理に万全を期す。また、日頃から維持管理の技術向上に努める。

表-3.1 対策区分の判定区分

区分	内 容
A	損傷が認められないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
C1	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
C2	橋梁構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
S1	詳細調査の必要がある。
S2	追跡調査の必要がある。

表-3.2 健全性の判定区分

区分	定 義
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防措置段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

(2) 日常的な維持管理に関する基本的方針

横断歩道橋の保全を図るため、日常的な点検として道路パトロールを実施する。

道路パトロールでは、公用車で走行しながら目視点検を行い、異常が疑われる箇所については徒步による目視点検を行う。

道路パトロールの作業フローを以下に示す。

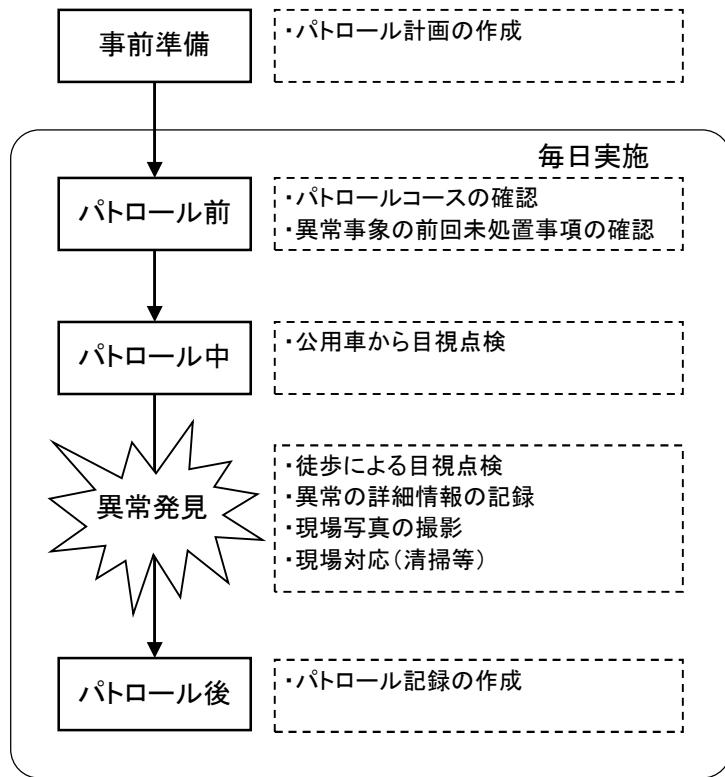


図-3.1 道路パトロール実施フロー

異常を発見した際、道路上の落下物等、現場において対応が可能であるものについてはその場で対応する。具体例として、排水の目詰まりや土砂堆積等を発見した際には必要に応じて堆積土砂の除去等を実施する。

道路パトロールにおける横断歩道橋に関する目視点検項目を次頁の表に示す。

表-3.3 橋梁に関する点検項目

点検項目	確認内容
破損	
腐食	対象のサイズ（縦(m)×横(m)）、個数
剥離	
鉄筋露出	
ボルト外れ・ゆるみ	個数
落書き	
接合部の段差	対象のサイズ（縦(m)×横(m)）、個数
土砂堆積	
排水不良	個数
その他	

4 長寿命化及び修繕・架替えに係る費用の縮減に関する基本的な方針

日常の道路パトロールの中で清掃等をこまめに実施するとともに、横断歩道橋定期点検の中で損傷を早期に発見することで、従来の事後的な修繕から予防的な修繕等の実施へ移行する。予防修繕を繰り返し行い、供用可能な期間を可能な限り延ばし長寿命化を目指す。

また、長寿命化サイクルを構築し適切に計画することにより、修繕・架替えに係る事業費の大規模化および高コスト化を回避し、ライフサイクルコスト（LCC：計画設計・施工・維持管理・解体までの全期間に掛かる費用）の縮減を図るとともに、統廃合が可能な路線にかかる横断歩道橋は、横断歩道橋点検により損傷の状況を確認し、補修及び更新に必要な費用を比較検討し、利用頻度及び代替路線を考慮し地元住民との調整を進め、令和8年度までに集約・撤去を検討する。

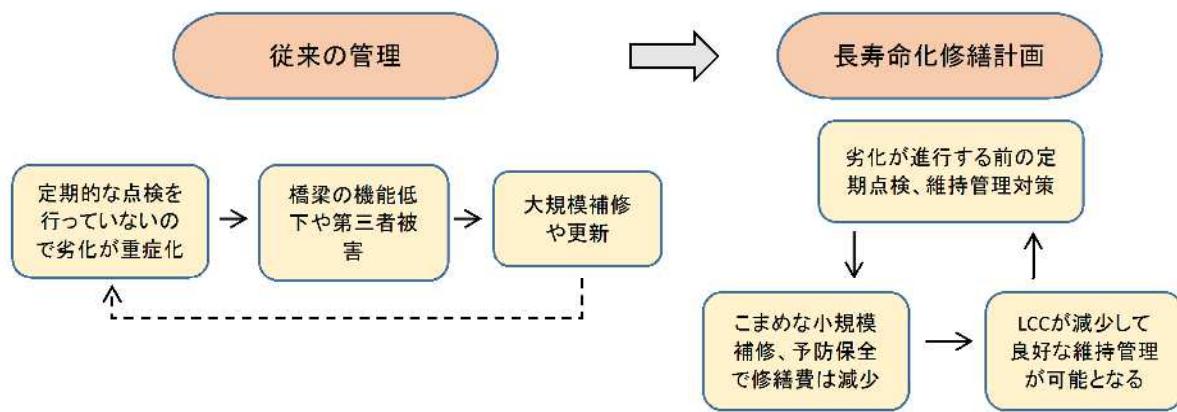


図-4.1 長寿命化サイクルのイメージ

区分		定義
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防措置段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

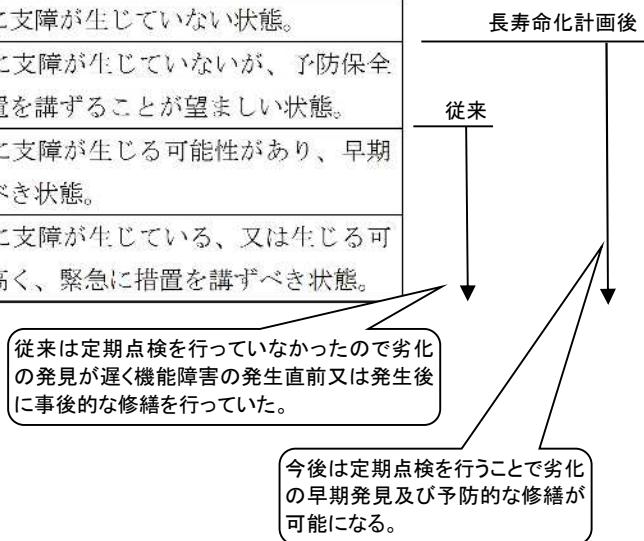


図-4.2 修繕時期のイメージ

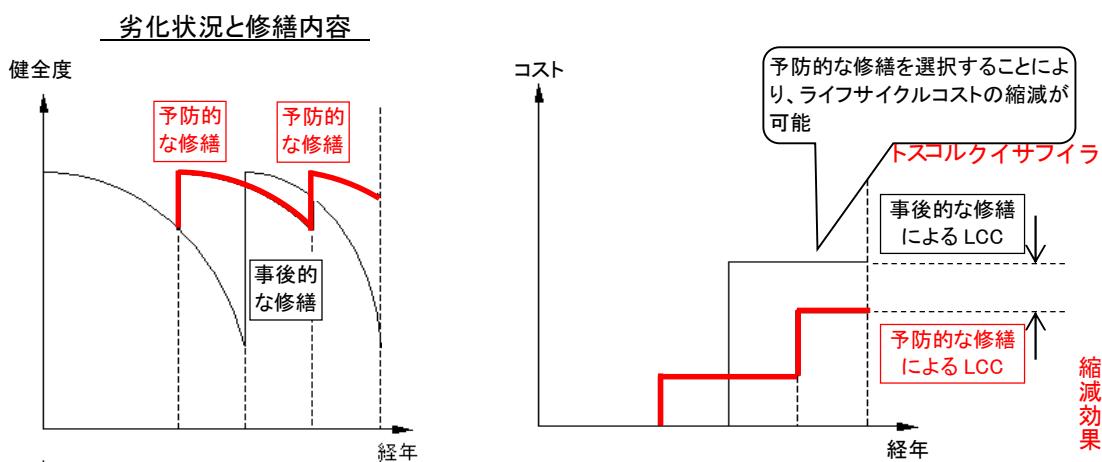


図-4.3 修繕内容とライフサイクルコストの関連イメージ

5 点検時期及び修繕内容・時期又は架替え時期

計画策定対象 4 橋についての点検時期及び補修内容と時期は以下の通りである。

① 点検時期

橋梁の健全性を把握するための定期点検は 5 年に 1 回行うことを原則とする。

② 修繕（補修、処置、架替え）内容と時期

修繕内容と時期は点検結果から得られた健全性から判断することを標準とする。

修繕内容に関しては個々の横断歩道橋に最適な方法を詳細に検討する必要がある。

修繕時期に関しては健全性 IV → III → II の順番にて行う。IV は発見後緊急にて対処し、III は次回点検までに修繕を行うものとする。

表-5.1 健全性と修繕内容・時期

健全性	IV	III	II	I
損傷の大きさ	大			小
修繕時期	緊急	次回定期点検まで (5 年程度以内、 速やかに)	次回定期点検まで (基本 5 年程度以 内* (今回計画は 10 年以内))	現在不要
修繕内容例	・通行規制 ・緊急補強 ・更新（改築）	・更新（改築） ・部材取替え ・補強 ・塗装塗替え ・断面修復 ・ひび割れ補修 など	・塗装塗替え ・断面修復 ・ひび割れ補修 ・舗装修繕 ・清掃 など	特になし
修繕種別	事後修繕	事後修繕	予防修繕	—

*健全性 II の修繕時期は次回点検（5 年以内）までに行うことが望ましいが、今回は初回の計画であり、補修対象となる横断歩道橋数が多数ある為、次々回点検までとした。

健全性が同一の区分の橋梁の補修時期に関しては、点検結果や周辺状況より評価点を算出し優先順位を判定する。順位の高いものから修繕を行う。なお評価点が同点の場合は橋長が長いものを優先する。評価点の算出は以下の通りである。

$$\text{優先度評価点} = \text{橋への影響度} [\alpha] + \text{利用者への影響度} [\beta]$$

6 新技術の活用

点検や修繕において、新技術を積極的に活用し、事業の効率化を進め、従来技術と新技術の比較検討を行い、コスト縮減を目指す。

7 長寿命化修繕計画

計画対象となっている4橋について8年間（平成30年度～令和7年度）の定期点検・修繕設計・修繕工事の予定を別表に示す。

8 計画策定担当部署

常滑市役所 建設部 土木課 TEL: 0569-47-6120

以上